

# 賃 貸 借 仕 様 書

## 1 看護衣の種類及び規格等

別紙1の1のとおり

## 2 看護衣の数量

看護師（准看護師を含む）及び看護補助者並びにエイドアシスタント（以下「看護師等」という。）1人当たり4組とする。

## 3 看護衣賃借料

単価は、看護師等1人が1日利用した場合の金額（洗濯加工代を含む。）とし、1月の賃借料は、単価に当該月の利用者数及び利用日数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

## 4 看護衣の管理等

### （1）看護衣の洗濯

看護衣の洗濯加工は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の14の規定及び病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準（別紙2）に準じた内容で、受託者において行うこととする。

### （2）看護衣の消毒

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染の危険のある看護衣については、消毒されたものを院外に持ち出すこととする。

### （3）看護衣の補修

看護衣のボタンの脱落等の軽微な破損については、受託者においてその補修を行い、常に正常な使用に耐え得る状態の維持に努めることとする。

### （4）看護衣の弁償

病院職員が看護衣を紛失し、又は甚だしく破損した場合は、同等品をもって弁償することとする。

## 5 看護衣の回収・搬入

### （1）看護衣の回収

院内からの看護衣の回収は、月曜日から土曜日の週6日行うこととする。ただし、祝日については別途協議する。

### （2）看護衣の搬入

院内への看護衣の搬入は、別館2階男女更衣室に少なくとも週2回、手術センター分は少なくとも週3回行うこととする。また、畳み仕上げを行った上で職員のロッカーへ納品すること。ロッカーへの納品にあたって必要な物品等は、受託者が用意すること。

## 6 その他

看護衣の利用予定者数等は別紙1の2から3のとおり。